



栃木県公報

令和5(2023)年
11月13日(月)
号外
第56号

目次

選挙管理委員会

○小山市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第54号

令和5年4月23日執行の小山市議会議員選挙における当選の効力に関し、栃木県小山市出井1725番地 荒井 覚 から提起された審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和5(2023)年11月13日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

裁 決 書

栃木県小山市出井1725番地

審査申立人 荒井 覚

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から、令和5年7月7日付けで提起された令和5年4月23日執行の小山市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、小山市選挙管理委員会が令和5年6月16日付けで行った棄却の決定を取り消す。

本件選挙における当選人片山照美の当選を無効とする。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人片山照美(以下「片山候補」という。)の当選の効力に関する異議の申出について、小山市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)が令和5年6月16日付けでした上記異議の申出を棄却する決定(以下「原決定」という。)を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、片山候補の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

2 審査の申立ての理由

理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 別表の1から5までの投票について

原決定は、3文字目を「う」と判断し佐藤忠博候補(以下「佐藤候補」という。)の有効投票としているが、市委員会による開披点検の際に確認した佐藤候補の有効投票としている別表の1から5以外の投票については、「う」の1画目が全て点であり、別表の1から5の投票のように1画目から2画目が一筆書きで記載されているものは「る」であるから、申立人の有効投票と判断すべきである。また、語尾が上を向いている投票については、言うまでもなく申立人の有効投票である。

(2) 片山候補と氏は一致するが名が別人の者が記載された投票について、片山候補の有効投票としているが、一方で申立人と名は一致するが氏が別人の者が記載された投票については無効投票とされている。どちらも公平に有効投票と判断すべきである。

(3) 片山候補の有効投票としているものの中に、五十音に無い字体で記載されているものがあり、氏名が正しく記載されていないのであれば無効投票と判断すべきである。

(4) 別表の9の投票について

片山候補の有効投票としているものの中に、「てるみり」と記載されているものがあるが、これは兵庫県や東京都、宮崎県に多い「輝」「暉」といった片山候補とは異なる別人の氏を記載したものであり、無効投票と判断すべきである。

- (5) 去る6月9日の市委員会による開披点検において、市委員会からの圧力により、上記(2)及び(3)の投票について抽出することができなかつたことから、栃木県選挙管理委員会による片山候補と無効投票の開披再点検を求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとしてこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴するとともに、利害関係人である片山候補を参加人として審理に参加させた。

また、市委員会に対し本件選挙の選挙録その他関係書類の提出を求めこれを調査するとともに、最下位当選人(片山候補)と次点者(申立人)の得票差が僅差であることに鑑み、職権で市委員会が保管している本件選挙の投票の提出を求め、申立人、片山候補及び市委員会の職員立ち会いのもと、その梱包及び封印に異常がないことを確認した後これを開披し、申立人の主張する投票の混入の事実の有無等について慎重かつ厳正に調査・審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1 審査申立ての経緯等について

- (1) 令和5年4月28日に申立人が市委員会に対し、本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出を行った。
- (2) 市委員会は、令和5年6月9日に、申立人及び片山候補立ち会いのもと、一部投票(片山候補の有効投票1,049票、申立人の有効投票1,048票、その他関係人の有効投票3,765票、無効投票758票の合計6,620票)の開披点検を実施した。開披した投票のうち、7票を効力判定に疑義がある投票として抽出した。
- (3) 市委員会は、令和5年6月16日に本件選挙に関する異議の申出を棄却する決定を行った。
- (4) 申立人は、令和5年7月7日に市委員会の決定を不服として、当委員会に対し、片山候補の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てを行った。
- (5) 当委員会は、市委員会から弁明書の提出を受け、申立人から反論書の提出を受けるとともに、利害関係人である片山候補を参加人として審理に参加させた。
- (6) 当委員会は、令和5年9月16日に、申立人、片山候補及び市委員会の職員立ち会いのもと、一部投票(申立人が自身の有効投票と主張する佐藤候補の有効投票5票、片山候補の有効投票1,049票、申立人の有効投票1,048票、無効投票758票の合計2,860票)の開披点検を実施した。

2 投票の開披点検について

- (1) 有効投票の開披点検の対象は、次のアからウの理由により、申立人が自身の有効投票と主張する佐藤候補の有効投票5票、片山候補及び申立人の全ての投票とし、審理に関わるものとして無効投票についても開披点検の対象とした。
 - ア 本申立ては、片山候補の当選無効を求めるものであり、他の候補者の当選無効を主張していないこと。
 - イ 令和5年6月9日に市委員会による開披点検が行われ、一部の関係人の有効投票の点検については既に実施されており、上記佐藤候補の有効投票5票及び片山候補の有効投票以外の投票については、申立人から投票の効力についての申立てが行われていないこと。
 - ウ 申立人及び片山候補の有効投票はその差が1票であり、開披点検の結果により選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるが、その他の候補者の有効投票については、開披点検を行ったとしても、申立人とその他の候補者の得票差を鑑みると、選挙結果に異動を及ぼすおそれがないと判断されること。
- (2) 投票を開披し、選挙会において申立人及び片山候補の有効投票並びに無効投票とされた投票の票数を点検した結果、いずれも選挙録の記載と一致していることを確認した。
- (3) 投票の記載を点検した結果、本件選挙における当選の効力に影響を及ぼすおそれがある投票として別表の1から16の投票を抽出した。

3 抽出票に対する主な判断基準について

- (1) 投票の効力の決定に当たっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定している。

その趣旨は、「投票の秘密保持、選挙の公正確保に意を尽くしながら、投票用紙の記載自体、用いられた投票用紙等もっぱら形式的要素を基準として選挙人の意思を客観的に推測し、選挙人の選挙権行使の意図を尊重し、例えば、投票の記載が拙劣、不明確、不正確であっても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とする等、できるだけ投票を有効としなければならない。」(逐条解説公職選挙法(上)651頁)と解されている。

また、選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致し

ない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」(昭和31年2月3日最高裁判決)とされている。

- (2) 「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公職選挙法67条が、同法68条(無効投票)の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにはほかならない。もっとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によっては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかに容認しがたい。」(昭和42年9月12日最高裁判決)とされている。
- (3) 混記等については、「公選法67条後段の規定の趣旨に徴すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものととして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。」(平成4年7月10日最高裁判決)とされている。

さらに、「特段の事由によるものを除き、選挙人は一人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を二人の候補者氏名を混記したものととして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、公職選挙法68条5号7号に該当する無効のものでない限り、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」(昭和32年9月20日最高裁判決)とされている。

- (4) 法第68条第1項第6号は、投票につき、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」(以下「他事記載」という。)を無効とすると規定している一方、「職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定している。

また、「他事記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」(昭和63年6月30日仙台高裁判決)とされている。

当委員会では、以上の考え方に従い、別表掲載の投票について、順次その効力を判定する。

4 抽出票に対する判断

- (1) 別表の1から5までの投票について

これらの投票は、佐藤候補の有効投票の中から抽出したものである。

佐藤候補の氏と申立人の名の1文字目と2文字目はともに「さと」で共通しており、3文字目が「う」であれば佐藤候補の有効投票、「る」であれば申立人の有効投票と判断すべきものとなる。

本投票については、いずれも1文字目と2文字目には明瞭に「さと」と記載されている。3文字目について、以下個別に記載を確認する。

別表の1の投票については、1画目と2画目が離れており、「う」と同様の2画書きの特徴を有している。

別表の2から4の投票については、いずれも一筆書きのような記載となっているが、別表の2と4の投票は1画目を右下に向かって記載した後、別表の3の投票については1画目を右横に向かって記載した後、2画目に向かって左下に払ったような鉛筆の濃淡が見られ、「う」に類似した2画書きの特徴を有して

いる。

別表の5の投票については、一筆書きのような記載となっており、鉛筆の濃淡はほぼ見られないが、1画目の線が若干右下に向かって記載されている運筆となっている。

また、別表の1から5の投票について、「る」を記載したとする場合、「る」の特徴的な部分である最後の画を内側に丸く結ぶような運筆はいずれも見られない。

以上のことから、いずれも3文字目は「う」を記載したものと認められ、別表の1から5までの投票は、佐藤候補の有効投票と判断する。

(2) 別表の6の投票について

別表の6の投票については、片山候補の有効投票の中から抽出したものである。

「片山照美」と記載され、その下に「さん」と記載されており、「さん」については、法第68条第1項第6号ただし書に規定する敬称の類と認められる。

以上のことから、本投票は、片山候補の有効投票と判断する。

(3) 別表の7の投票について

別表の7の投票については、片山候補の有効投票の中から抽出したものである。

記載全体は拙劣ではあるが、4文字で「●に●ま」（「●」は不明瞭な記載）と記載されている。氏又は名が4文字で2文字目が「に」の候補者はいないが、4文字目が「ま」の候補者は片山候補（「かたやま」）及び大島孝夫候補（「おおしま」）となる。1文字目と3文字目は判読し難いが、本投票の記載全体及びそれぞれの字形の特徴から、「か」及び「や」を記載したものと推察でき、2文字目についても文字の類似性から「た」を誤記したものと推察すれば、「かたやま」と記載しようとしたが、明確に記載し得なかったものと推察できる。

以上のことから、本投票は、片山候補の有効投票と判断する。

(4) 別表の8の投票について

別表の8の投票については、片山候補の有効投票の中から抽出したものである。

「かたやまてるみ」と記載され、その下に「ちゃん!!」と横書きで記載されている。

「ちゃん」については、法第68条第1項第6号ただし書に規定する敬称の類と認められるが、「!!」については符号を記載したものと認められ、法第68条第1項第6号に規定する他事記載に該当することとなる。

以上のことから、本投票は、無効投票と判断する。

(5) 別表の9の投票について

別表の9の投票については、片山候補の有効投票の中から抽出したものである。

「てるみ」の記載に続いて、平仮名の「り」や片仮名の「リ」のようないずれの文字とも特定できないような長短2本の縦線（以下「■」と表示する。）が記載されている。

申立人はこの投票を「輝」「暉」といった片山候補とは異なる「てる」という別人の氏を記載したもので、無効投票であると主張する。

まず、「輝」「暉」といった本件選挙とは関係のない別人の名前を記載したという主張についてであるが、本投票が片山候補とは異なる「てる」という別人への投票であるという主張を裏付けるようなものはない。

次に、本件選挙において、氏か名に「てる」と入る候補者は片山候補以外に森田晃吉（てるよし）候補がいるが、本投票は明確に「てるみ」と記載された後に「■」の記載があり、片山候補の名を記載したものと認めることができる。

一方で、「■」が有意の他事記載に該当するか否かも問題となるが、「■」部分について見ると、「てるみ」の部分と同様の鉛筆の濃淡であり、ある程度の力で鮮明に書かれたものとなっている。「■」の縦線の長さに関しても、右側の長い方の縦線は、「てるみ」部分の文字の大きさと比較しても同程度のものとなっている。また、「てるみ」と明確に記載された下に「■」が記載されており、候補者の氏名を書き損じたものや、訂正したのものとも認められない。さらには、「み」の最後の画の縦線が右下に向かって払われており、「■」部分との連続性から推察しても、誤って不用意に、あるいは、習慣性のもので無意識的に記載されたものとは認められない。これらのことから、「■」については、法第68条第1項第6号に規定する他事記載と認められる。

以上のことから、本投票は、無効投票と判断する。

(6) 別表の10の投票について

別表の10の投票については、片山候補の有効投票の中から抽出したものである。

拙劣な文字で「かなつ」と記載した後に、「かたやまてるみ」と記載されている。これについては、

「カナ」と記載した後、「や」を記載している途中で氏の誤りに気づき、「かたやまてるみ」と記載し直したものと推察され、「かなつ」が他事を記載したものとは認め難い。

以上のことから、本投票は、片山候補の有効投票と判断する。

(7) 別表の11の投票について

別表の11の投票については、片山候補の有効投票の中から抽出したものである。

「かた●まて●●」（「●」は不明瞭な記載）と記載されており、6文字目は誤りに気づき、右隣に「る」と記載し直したものと推察される。また、3文字目及び7文字目は拙劣ではあるが、本投票の記載全体が片山候補の氏名と近似していることから推察すると、3文字目は「や」を、7文字目は「み」を正確に記載し得なかったものと認められる。

以上のことから、本投票は、片山候補の有効投票と判断する。

(8) 別表の12の投票について

別表の12の投票については、片山候補の有効投票の中から抽出したものである。

「かたやまめぐみ」と記載され、「かたやま」は片山候補の氏と一致する。「めぐみ」については、本件選挙において「めぐみ」という名の候補者はいないが、片山候補の名である「てるみ」と3文字目が一致し、投票記載の1文字目と2文字目の「めぐ」についても、片山候補の名の「てる」とそれぞれ母音が一致するなど、音感上の類似性が認められる。

以上のことから、本投票は片山候補の名を誤って記憶し、「てるみ」を「めぐみ」と誤記したものと認められ、片山候補の有効投票と判断する。

(9) 別表の13の投票について

別表の13の投票については、申立人の有効投票の中から抽出したものである。

「荒井まさる」と記載され、「荒井」は申立人の氏と一致する。「まさる」については、本件選挙において「まさる」という名の候補者はいないが、申立人の名である「さとり」と3文字中2文字が一致しているなど、記載全体として申立人の名に近似していると認められる。

以上のことから、本投票は申立人の名を誤って記憶し、「さとり」を「まさる」と誤記したものと認められ、申立人の有効投票と判断する。

(10) 別表の14の投票について

別表の14の投票については、申立人の有効投票の中から抽出したものである。

「荒井まるる」と記載され、「荒井」は申立人の氏と一致する。「まるる」については、本件選挙において「まるる」という候補者はいないが、申立人の名である「さとり」と3文字目が一致しており、記載全体として申立人の氏名に近似していると認められる。

以上のことから、本投票は申立人の名を誤記したものと認められ、申立人の有効投票と判断する。

(11) 別表の15の投票について

別表の15の投票については、無効投票の中から抽出したものである。

「あらいたかし」と記載され、「あらい」は申立人の氏と一致し、「たかし」は山野井孝候補（以下「山野井候補」という。）及び松本卓候補（以下「松本候補」という。）の名と一致する。

そこで、申立人、山野井候補及び松本候補の氏名の類似性を検討すると、まず、氏の「あらい」と「やまのい」については、「い」が一致するものの、文字数や音感上の一致は認められない。また、「まつもと」についても、「あらい」及び「やまのい」との類似性はない。

名の「さとり」と「たかし」については、文字数が一致するものの、表示上及び音感上異なり、類似性は認められない。

以上のことから、本投票は、申立人、山野井候補及び松本候補のいずれの候補者名を記載したのか全く判断し難いものといわざるを得ず、無効投票と判断する。

(12) 別表の16の投票について

別表の16の投票については、無効投票の中から抽出したものである。

「ひろはらさとり」と記載され、「さとり」は申立人の名と一致する。「ひろはら」については、氏が一致する候補者はおらず、申立人の氏の「荒井」とも表示上及び音感上の類似性は認められない。

以上のことから、本投票は、誤記とは認められず、候補者でない者の氏名を記載したのものとして、無効投票と判断する。

5 申立人及び片山候補の有効投票並びに無効投票について

上記4の判定の結果、申立人及び片山候補並びに無効投票の票数は、次表のとおりとなる。

| 投票の区分 | 選挙会決定 | 当委員会決定 | 増 | 減 |
|-------|-------|--------|---|---|
|-------|-------|--------|---|---|

| | | | |
|-----------|--------|--------|------|
| 片山照美の有効投票 | 1,049票 | 1,047票 | 2票減 |
| 荒井覚の有効投票 | 1,048票 | 1,048票 | 増減なし |
| 無効投票 | 758票 | 760票 | 2票増 |

以上のとおり、申立人の得票数は、片山候補の得票数を1票上回る事となるので、原決定の取消し及び片山候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がある。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5(2023)年11月7日

栃木県選挙管理委員会
委員長 伊藤 勤
委員 平野 浩視
委員 島田 恭子
委員 青田 賢之

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服がある者は、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別表

| 番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 投票 | 候補者氏名 さとう | 候補者氏名 さとう | 候補者氏名 さとう | 候補者氏名 さとう | 候補者氏名 さとう |
| 効力の判定 | 市選挙会 佐藤候補の有効 | 市選挙会 佐藤候補の有効 | 市選挙会 佐藤候補の有効 | 市選挙会 佐藤候補の有効 | 市選挙会 佐藤候補の有効 |
| | 当委員会 佐藤候補の有効 | 当委員会 佐藤候補の有効 | 当委員会 佐藤候補の有効 | 当委員会 佐藤候補の有効 | 当委員会 佐藤候補の有効 |

| 番号 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|-------|-----------------|-----------------|------------------------|-----------------|-------------------------|
| 投票 | 候補者氏名 片山照美さん | 候補者氏名 かたやま | 候補者氏名 かたやま みりん!! | 候補者氏名 さとう | 候補者氏名 かなつかたやま さとう |
| 効力の判定 | 市選挙会 片山候補の有効 | 市選挙会 片山候補の有効 | 市選挙会 片山候補の有効 | 市選挙会 片山候補の有効 | 市選挙会 片山候補の有効 |
| | 当委員会 片山候補の有効 | 当委員会 片山候補の有効 | 当委員会 無効 | 当委員会 無効 | 当委員会 片山候補の有効 |

| 番号 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|-------|-----------------------|----------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|
| 投票 | 候補者氏名 かたこ あまてねる | 候補者氏名 かた たまめぐみ | 候補者氏名 荒井 まさ子 | 候補者氏名 荒井 まろみ | 候補者氏名 あ ろい たかし |
| | 市選挙会 片山候補の有効 | 片山候補の有効 | 荒井候補の有効 | 荒井候補の有効 | 無効 |
| 効力の判定 | 当委員会 片山候補の有効 | 片山候補の有効 | 荒井候補の有効 | 荒井候補の有効 | 無効 |

| 番号 | 16 |
|-------|-------------------------|
| 投票 | 候補者氏名 あ ろい たかし |
| | 市選挙会 無効 |
| 効力の判定 | 当委員会 無効 |